

## みえ森林ワークブック作成業務委託 仕様書

### 1 委託業務の目的

三重県では平成26年4月に「みえ森と緑の県民税」を導入し、「森を育む人づくり」に取り組むとともに、令和2年10月には、「みえ森林教育ビジョン」を策定し、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた、子どもから大人まで一貫して森林・林業に関わる人材育成を推進しています。

一方、令和2年4月より、小学校で新たな学習指導要領が全面実施となり、教科や授業時数が増加するなど、教育現場の教師等の負担は増大しており、森林分野と教育分野の双方の視点を併せ持った教育活動（森林ESD）を実施することが困難な状況にあります。

そこで、学習指導要領に対応した、教育現場で活用できる「みえ森林ワークブック」を作成し、これを学校学習の中で活用することで、小学校に通うすべての子どもたちが森林の持つ多面的機能や、森林保全の重要性、木材利用の意義を理解するとともに、森林や木・木材に親しみ、自ら考え判断して行動できる人づくりを進める「みえ森林教育ビジョン」の実現を目的とします。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 事業名

みえ森林ワークブック作成業務委託

#### (2) 履行期間

令和5年2月28日（火）まで

#### (3) 成果品

##### ① 本冊：みえ森林ワークブック

- ・小学5年生社会科 A4版16項程度 23,000部
- ・小学6年生理科 A4判24項程度 23,000部

##### ② 手引書

- ・小学5年生社会科 A4判16項程度 3,000部
- ・小学6年生理科 A4判28項程度 3,000部

##### ③ 版下データ（本冊、手引書） 1式

##### ④ ホームページ用（本冊、手引書）PDFファイル 1式

### 3 業務内容

#### (1) 本冊の作成

##### ① デザイン・編集・レイアウト

- ・学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）に対応したもので、県内すべての小学校で使用している教科書に対応した内容とすること。
- ・対象は小学 5 年生の社会科と小学 6 年生の理科とし、児童が興味を持って分かりやすく学習できるデザインや構成を心がけること。
- ・未習漢字については、受注者が判断し、フリガナをふること。
- ・三重県の森林環境や森林文化及び林業・木材産業に関連する記述とともに、三重県の森林・山村の美しい風景、樹木等の写真やイラスト等を盛り込むこと。
- ・「みえ森林教育ビジョン」の主旨を踏まえ、森林の持つ多面的機能や森林保全の重要性、木材利用の意義への理解を深めるための工夫を心がけること。
- ・みえ森林ワークブック制作検討会における検討内容を反映させた内容とすること。
- ・編集や企画段階において、県の指定する専門家の監修を受けるとともに、普及・森林教育課に提示し意見を求めること。
- ・別添「印刷仕様書（1）、（2）」の内容とすること。
- ・編集上の必要があるときは、イラスト作成を行うとともに、イメージ写真（受注者自ら写真撮影を行うことを含む）を使用する。
- ・余白ページは、発注者と相談のうえ、グラフ・表又はイラスト・写真等にてレイアウト処理を行うこと。
- ・発注者は、文字原稿を Word データ、グラフを Excel データで提供する。

##### 【本冊の概要】

		小学 5 年生社会	小学 6 年生理科
発行部数		23,000	23,000
ページ数		16	24
印刷色		フルカラー	フルカラー
デザイン 依頼	イラスト	1～3	10～15 ※内高度なデザイン 性を求める者 4 点
	写真	10～15	1～3
	文章	5～10	5～10
	表・グラフ	5～10	—

レイアウト調整	イラスト	5～10	40～50
	写真	20～25	5～10
	文章	20～25	25～30
	表・グラフ	—	—

## ② 版下データ作成

- ・最終色校正校了紙と次のいずれかのデータ形式で保存したデータあるいは製版フィルムを制作すること。(データ形式：PDF/X, 1 Bit)
- ・Adobe社製ソフト『Illustrator』で編集が可能なPDF形式のファイルによるもの。
- ・文字校正 5回、色校正 3回

## ③ 印刷・製本

- ・小学5年生社会科 サイズ A4 版 16 項程度 23,000 部
- ・小学6年生理科 サイズ A4 判 24 項程度 23,000 部
- ・表紙、裏表紙及び本文 FSC ミックス認証のマットコート紙 57.5 kg以上
- ・表紙及び本文 フルカラー

## (2) 手引書の作成

- ・手引書は、教員や指導者を対象として、本冊「みえ森林ワークブック」の考え方と学校学習現場における活用等について解説したものとす
- る。
- ① 企画・デザイン・編集・レイアウト・原稿制作
  - ・学習指導要領（平成29年3月告示）に対応したもので、県内すべての小学校で使用している教科書との関連について記載すること。
  - ・本冊とSDGsやESDとの関連のほか、「三重の森林づくり基本計画2019」における基本施策や、副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」との関連がわかる内容とすること。
  - ・「みえ森林教育ビジョン」の主旨を踏まえ、森林の持つ多面的機能や森林保全の重要性、木材利用の意義への理解を深めるための工夫を心がけること。
  - ・みえ森林ワークブック制作検討会における検討内容を反映させた内容とすること。
  - ・編集や企画段階において、県の指定する専門家の監修を受けるとともに、普及・森林教育課に提示し意見を求めること。

- ・別添「印刷仕様書（3）、（4）」の内容とすること。
- ・編集上の必要があるときは、イラスト作成を行うとともに、イメージ写真（受注者自ら写真撮影を行うことを含む）を使用する。
- ・余白ページは、発注者と相談のうえ、グラフ・表又はイラスト・写真等にてレイアウト処理を行うこと。
- ・発注者は、文字原稿を Word データ、グラフを Excel データで提供する。

【手引書の概要】

		小学5年生社会	小学6年生理科
発行部数		3,000	3,000
ページ数		16	28
印刷色		フルカラー	フルカラー
デザイン 依頼	イラスト	—	—
	写真	—	—
	文章	—	—
	表・グラフ	5～10	10～15
レイアウト 調整	イラスト	20～25	80～90
	写真	15～20	5～10
	文章	25～30	50～60
	表・グラフ	5～10	—

② 版下データ作詞柄

- ・最終色校正紙と次のいずれかのデータ形式で保存したデータあるいは製版フィルムを制作すること。（データ形式：PDF/X, 1 Bit）
- ・Adobe 社製ソフト『Illustrator』で編集が可能な PDF 形式のファイルによるもの。
- ・文字校正 5回、色校正3回

③ 印刷・製本

- ・小学5年生社会科 サイズ A4 版 16 項程度 3,000 部
- ・小学6年生理科 サイズ A4 判 28 項程度 3,000 部
- ・表紙、裏表紙 FSC ミックス認証の上質紙 76.5 kg以上
- ・本文 FSC ミックス認証の上質紙 48.5 kg以上
- ・表紙及び本文 フルカラー

(3) ホームページ用データの作成

本冊や手引書について、全項及び章ごとに、ダイヤルアップ回線でも快適に見ることができる程度のデータ容量で県のホームページ掲載用のPDF ファイル（Windows 対応）を作成すること。

#### 4 成果品の納入期限及び納入場所等

##### (1) 版下データ

- ア. 納入期限 令和5年1月27日(金)
- イ. 納入場所 三重県林業研究所普及・森林教育課

##### (2) 本冊及び手引書

- ア. 納入期限 令和5年2月22日(水)
- イ. 納入場所 三重県林業研究普及・森林教育課

##### (3) ホームページ用（本冊、手引書）PDF ファイル

- ア. 納入期限 令和5年2月28日(火)
- イ. 納入場所 三重県林業研究所普及・森林教育課

##### (4) 納品に係る注意

- ・納品は、各冊子を適切な単位で帯掛け等を行い、A4の段ボール箱詰めにする。個々の梱包には、名称、部数を記載すること。

#### 5 業務完了後の提出書類

業務完了後、履行期限までに本業務の実施内容、成果、その他必要と考えられる事項を記載した業務実績報告書1部を作成のうえ、提出すること。

#### 6 監督及び検査

契約の条項の定めるところによります。

#### 7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、三重県がその不適合を知った時から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において、補修等を行うものとする。

#### 8 その他

##### (1) 委託業務の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務場疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。

上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

## (2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議のうえ、対処するものとします。

なお、森林ワークブック及び手引書にかかる企画、構成、撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むものとする。

## (3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の承認を受け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

## (4) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、明ば、警報、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を所轄とする裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

## (6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法

第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) 及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作人名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を使用し、又は改変する場合には、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称し「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対して何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者

は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議のうえ、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

#### (7) 留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 委託者は、受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

ウ 受託者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。